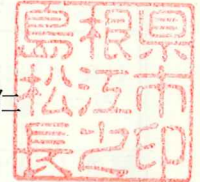


松江市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 231 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
別表第 1（第 3 条関係）					別表第 1（第 3 条関係）				
対象クラブ	年間開設日数	補助基準額	補助対象経費	交付の率及び金額	対象クラブ	年間開設日数	補助基準額	補助対象経費	交付の率及び金額
児童数 1～19 人のクラブ	200～249 日	1,726,000 円			児童数 1～19 人のクラブ	200～249 日	1,726,000 円		
	250 日以上	2,558,000 円-(19人-児童数)×29,000 円				250 日以上	2,554,000 円-(19人-児童数)×29,000 円		
児童数 20 人以上のクラブ	200～249 日	3,099,000 円			児童数 20 人以上のクラブ	200～249 日	3,071,000 円		
児童数 20～35 人のクラブ	250 日以上	4,734,000 円-(36人-児童数)×26,000 円			児童数 20～35 人のクラブ	250 日以上	4,676,000 円-(36人-児童数)×26,000 円		
児童数 36～45 人のクラブ	250 日以上	4,734,000 円			児童数 36～45 人のクラブ	250 日以上	4,676,000 円		
児童数 46～70 人のクラブ	250 日以上	4,734,000 円-(児童数-45 人)×69,000 円			児童数 46～70 人のクラブ	250 日以上	4,676,000 円-(児童数-45 人)×67,000 円		
略					略				
略					略				
平日に 1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越えて開設しているクラブ	200～249 日	409,000 円×1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越える時間の年間平均時間数			平日に 1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越えて開設しているクラブ	200～249 日	407,000 円×1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越える時間の年間平均時間数		
平日に 1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越えて開設しているクラブ	250 日以上	409,000 円×1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越える時間の年間平均時間数			平日に 1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越えて開設しているクラブ	250 日以上	407,000 円×1 日 6 時間を超え、かつ、午後 6 時を越える時間の年間平均時間数		

長期休暇等に1日8時間を超えて開設しているクラブ	250日以上	184,000円×1日8時間を超える時間の年間平均時間数			
略					
別表第2(第3条関係)					
対象クラブ	年間開設日数	補助基準額	補助対象経費	交付の率及び金額	
障がい児を受け入れるクラブ	200日以上	2,009,000円	障がい児を受入れ、指導員加配をするクラブの指導員の加配に係る人件費	略	略
略					
略					
略					
児童の送迎をしているクラブ	200日以上	521,000円	略		
略					
略					
<p>※ 「障がい児を受入れるクラブ」「放課後児童支援員の処遇改善を実施しているクラブ」「放課後児童支援員等の賃金改善を実施しているクラブ」において該当となる支援員（「放課後児童支援員等の賃金改善を実施しているクラブ」にあっては職員。この項において同じ。）の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合の交付額は、当該支援員ごとに補助基準額に「配置月数÷12」を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>					

長期休暇等に1日8時間を超えて開設しているクラブ	250日以上	183,000円×1日8時間を超える時間の年間平均時間数			
略					
別表第2(第3条関係)					
対象クラブ	年間開設日数	補助基準額	補助対象経費	交付の率及び金額	
障害児を受け入れるクラブ	200日以上	1,956,000円	障害児を受入れ、指導員加配をするクラブの指導員の加配に係る人件費	略	略
略					
略					
略					
児童の送迎をしているクラブ	200日以上	507,000円	略		
略					
略					
<p>※ 「障害児を受入れるクラブ」「放課後児童支援員の処遇改善を実施しているクラブ」「放課後児童支援員等の賃金改善を実施しているクラブ」において該当となる支援員（「放課後児童支援員等の賃金改善を実施しているクラブ」にあっては職員。この項において同じ。）の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合の交付額は、当該支援員ごとに補助基準額に「配置月数÷12」を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>					

附 則

この告示は、令和5年11月27日から施行し、この告示による改正後の松江市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。